

建築基準法施行細則の一部改正の概要

1 改正の概要

建築基準法の一部改正（2018年6月27日公布、2019年6月25日施行）及び建築基準法施行令の一部改正（2019年6月19日公布、同月25日施行）に伴い、建築基準法に基づく定期調査及び報告に関する規定の整備を行う。

2 改正の理由

建築基準法（以下「法」という。）第12条第1項に基づく定期調査の対象となる建築物は、安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物については、建築基準法施行令（以下「令」という。）により一律に指定され、それ以外の建築物については、地域の実情に応じて知事が定めることとされているが、今般、法第6条第1項の改正に伴い、特定の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡超から200㎡以下である建築物が定期調査の対象外となったため、地域の実情に応じて対象外となった建築物を細則で指定することにより、定期調査の対象を従前と同様とするため。

3 改正の内容

定期調査の対象となる知事が指定する建築物に、法改正により定期調査の対象外となった建築物を加え、当該調査の報告の時期を定める等

4 施行期日

公布の日

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則	第30号	(総務局総務課)	1
○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則	第31号	(同)	5
○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	第32号	(同)	6
○愛知県公印規則の一部を改正する規則	第33号	(法務文書課)	7
○愛知県公有財産規則の一部を改正する規則	第34号	(財産管理課)	8
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	第35号	(水大気環境課)	8
○愛知県遺児手当支給規則の一部を改正する規則	第36号	(児童家庭課)	9
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	第37号	(医務課)	9
○動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則	第38号	(生活衛生課)	11
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則	第39号	(医薬安全課)	11
○愛知県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	第40号	(労働福祉課)	17
○愛知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第41号	(水産課)	18
○愛知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	第42号	(林務課)	18
○愛知県収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則	第43号	(建設総務課)	18
○愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	第44号	(下水道課)	18
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第45号	(建築指導課)	20
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第46号	(会計局管理課)	22

規 則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三十号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき設置された愛知県埋蔵文化財調査センター

第三条の二第五項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第六項第一号及び第二号中「市町村の」を削る。

第四条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「管理」を「管理等」に改め、同号を同項第十四号とし、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条第四項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次



様式第三十八及び様式第二十九中 を に改める。

「円」 「円」 「円」

金額 金額 (うち消費税額)

様式第三十三中

注文書兼請求書 (流域下水道事業)

決	説	欄
下配のとおり発注してよろしいか。		
		所属課

を

注文書兼請求書 (流域下水道事業)

決	説	欄						
下配のとおり発注してよろしいか。								
執行機関	年度	事業	予算種別	款	項	目	節	節

に改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 改正後の愛知県流域下水道事業財務規則第三十一条第一項、別表第一及び別表第二の規定は、令和二年度の予算から適用する。
- この規則の施行の際現に改正前の愛知県流域下水道事業財務規則の規定に基づいて作成されている納入通知書、納付書及び注文書兼請求書の用紙は、改正後の愛知県流域下水道事業財務規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第四十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則 (昭和四十六年愛知県規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表(一)項中「(一)項(イ)欄」を「(七)項(イ)欄」に改め、同項を同表(六)項とし、同表(一)項中「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)」を「令」に、「三階以上の階及び地階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下(以下「特定規模」という。)」を「特定規模」に、「令第十三条第一号に規定する避難階(以下「避難階」という。)」を「避難階」改め、同項を同表(七)項とし、同項の前に次の六項を加える。

(一)	法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途(劇場、映画館、演芸場及び屋外観覧場を除く。)	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(三階以上の階及び地階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下(以下「特定規模」という。))のもの及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第十三条第一号に規定する避難階(以下「避難階」という。)以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(二)	劇場、映画館又は演芸場	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの 一 その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。) 二 主階が一階にないもの(避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(三)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(四)	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をいう。第二項において同じ。)	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(五)	法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途(学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。)	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)
(六)	法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途	階数が三以上で、(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下で、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階又は地階にあるもの(特定規模のもの及び避難階以外の階を(イ)欄に掲げる用途に供しないものを除く。)

第三条第三項の表(一)項中「限る。」の下に「第一項の表(一)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの及び同表(二)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(二)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(三)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの(病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。))の用途に供するものに限る。」を加え、同表(三)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(三)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの(ホテル又は旅館の用途に供するものに限る。)」を加え、同表(四)項中「(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号第一第二項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途をいう。)」を削り、「限る。」の下に「及び第一項の表(四)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(五)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(六)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(六)項中「限る。」の下に「及び第一項の表(五)項(イ)欄に掲げる用途に供する建築物であつて同項(イ)欄に掲げる規模のもの」を加え、同表(七)項中「第一項の表(一)項(イ)欄」を「第一項の表(七)項(イ)欄」に改め、同表(六)項中「第一項の表(二)項(イ)欄」を「第一項の表(六)項(イ)欄」に改める。

第七條第一号中「第三條第一項の表(一)項(イ)欄」を「第三條第一項の表(七)項(イ)欄」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

愛知県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十六号

愛知県財務規則の一部を改正する規則

愛知県財務規則(昭和三十九年愛知県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第七十三條の二」を「第七十三條の三」に改める。

第二條第三号中「スポーツ局スポーツ課」を「スポーツ局スポーツ振興課」に改める。

第四條第二項中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同條第二項第一号中「総務局総務部法務文書課県史編さん室が作成する」を「総務局総務部法務文書課における」に改め、同條第三項第一号及び第二号中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同項第三号中「主幹」を「担当課長」に、「室長補佐」を「グループの長である室長補佐」に改め、「家賃」の下に「、附常設備使用料」を加え、同項第四号中「主幹」を「担当課長」に、「課長補佐」を「グループの長である課長補佐」に改め、同條第四項第五号中「主任主査」を「課長補佐」に改める。

第三十四條第四項第三号中「家賃」の下に「、附常設備使用料」を加える。

第四十六條第一項第三号を削り、同條第二項中「(前項第三号に掲げる分任出納員を含む。第五十條第二項及び第三項、第五十一條、第五十四條の二第三項及び第四項、第五十四條の六第四項及び第五項並びに第五十七條において同じ。)」を削る。

第五十四條の四第三項及び第五十四條の五第二項中「第四十六條第一項第三号に掲げる分任出納員を含む。」を削る。

第七十條第一項ただし書中「第十四号及び第十五号」を「第十三号及び第十四号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十條第三項中「契約者」を「県と契約を結んだ者(以下「契約者」という。)」に改める。

第百三十條第一項中「県と契約を結んだ者(以下「契約者」という。)」を「契約者」に改める。

第百三十一條第一項に次のただし書を加える。

ただし、契約者の責めに帰することができない理由により同條第一項第二号に掲げる場合に該当するとして契約を解除されたときは、この限りでない。

第百三十五條第二項第二号中「契約者の責に帰する理由により」を「県の責めに帰すべき理由によらないで契約者が」に、「履行しないとき、又は履行の」を「履行せず、又は履行する」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第百三十六條第二項中「二・七パーセント」を「二・六パーセント」に改める。

第百八十一條第二項第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、同項第三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とする。

第百八十四條中「第二百四十三條の二第一項後段」を「第二百四十三條の二の二第一項後段」に改める。

第百八十五條中「第二百四十三條の二第一項前段」を「第二百四十三條の二の二第一項前段」に改める。

別表第二の項中
「一 一件三百万円を超えるもの(競争入札に係るもの、指定管理者による公の施設の管理に係る協定等で当該指定管理者が管理を開始した日の属する年度の翌年度以降に係るもの及び第百二十八條第四項に規定する標準書式による契約書に係るものを除く。次号において同じ。)
二 前金払又は概算払により支出するもの(前号に該当するものを除く。)」

「一件三百万円を超えるもの(競争入札、企画競争又は公募による契約に係るもの、指定管理者による公の施設の管理に係る協定等で当該指定管理者が管理を開始した日の属する年度の翌年度以降に係るもの及び第百二十八條第四項に規定する標準書式による契約書に係るものを除く。)」に改め、同表6の項中「支出するもの」の下に「及び契約若しくは協定等の締結又は交付決定を要しないもの」を加え、同表10の項中「及び共済費」を「共済費及び雇用保険料」に改める。

別表第三1の項から3の項までの規定中「附記する」を「付記する」に改め、同表4の項中「、指令書の写し」を削り、同表中7の項を削り、8の項を7の項とし、同表9の項中「請求書」の下に「、内訳書」を加え、同項を同表8の項とし、同表中10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、同